

秋田県介護介護テクノロジー活用支援事業費補助金Q & A

全体		
No.	質問	回答
1	過去に介護テクノロジー（介護ロボット・ICT機器）の補助を受けた事業所でも、再度補助を受けることは可能か。	可能です。 なお、予算額を超える申請があった場合、過去に補助金の活用実績がない事業所を優先して採択する場合があります。
2	法人本部は秋田県外だが、事業所は県内に存在している場合は補助対象となるか。	補助対象となります。
3	これから開設する介護サービス事業所は、補助対象となるか。	事業計画書提出日時点で、対象となる介護サービス事業所が開設している必要があります。
4	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は補助対象になるか。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ補助対象となります。
5	養護老人ホーム、軽費老人ホームは補助対象になるか	補助対象となります。 養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、特定施設か否かに関わらず対象です。
6	いわゆる「みなし指定」を受けている事業所も対象となるか。	補助対象となります。
7	他の事業で既に介護テクノロジーの補助を受けた場合、当該事業の補助対象となるか。	補助対象となりません。
8	同一法人で複数の事業所を運営している場合、複数事業所の申請をすることは可能か。	可能です。ただし、1法人当たりの申請数は5事業所までとします。 また、提出の際は法人分をまとめて提出するとともに、複数事業所の申請を行う場合は、採択する際の優先順位が確認できる書類もあわせて提出してください。
9	1事業所当たりの申請額に上限はあるか。	1事業所あたり400万円を申請上限額とします。
10	「介護テクノロジー等の導入」と「介護テクノロジーのパッケージ型導入」を同時に申請することは可能か。	可能です。ただし、1事業所あたりの申請上限額は合計で400万円です。
11	事業計画はどのように提出すればいいか。	原則、秋田県電子申請・届出サービスによりデータで提出してください。提出先のURL等は別途連絡します。 システムによる提出ができない場合のみ、メール、郵送または持参による提出を可とします。システム以外の方法で提出する際は、長寿社会課へ電話にてご連絡をお願いします。

秋田県介護介護テクノロジー活用支援事業費補助金 Q & A

全体		
No.	質問	回答
12	補助金の交付を申請するための要件はあるか。	以下の全てを満たすことを要件とします。 (1) 令和8年6月24日(水)に開催を予定している県主催の業務改善に関する セミナー に参加すること(参加無料)。セミナー当日に参加できない場合、後日公開するオンデマンド動画を視聴すること。 (2) (1)のセミナー参加申し込みフォームに 業務改善計画かかる相談 を入力していること。 (3) 補助金交付要綱別表1に示すサービスを提供する補助事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会を設置 すること。(補助金交付要綱第4条(9)関係) (4) 補助金交付要綱別表2に示すサービスを提供する補助事業者は、令和8年度内に「 ケアブランデータ連携システム 」の利用を開始すること。(補助金交付要綱第4条(10)関係) (5) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「 SECURITY ACTION 」の「 ★一つ星 」又は「 ★★二つ星 」の いずれかを宣言 すること。(補助金交付要綱第4条(2)関係) (6) その他、補助金交付要綱第4条の規定を満たすこと。
13	補助要件となっているセミナーについて知りたい。	以下のページをご覧ください。 【県公式HP 令和8年6月24日に介護事業所の生産性向上に向けたセミナー等を開催します】 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96446
14	「SECURITY ACTION」の宣言は、ICT機器以外を導入する場合でも必要か。	導入機器に関わらず必要です。
15	予算を超える申請があった場合、補助対象事業者は先着順となるのか。	先着順での決定は行いません。 予算額を超える申請があった場合は、次の各号や公平性などを総合的に判断し、補助対象事業者を決定するとともに、補助額について調整を行う場合があります。 ア 介護テクノロジー導入により見込まれる効果 イ 過去に県が実施した介護テクノロジー導入を支援する補助金の活用実績の有無 ウ その他知事が考慮すべきと判断する事情
16	補助金の交付決定前に購入した機器は補助対象となるか。	原則、補助対象となりません。ただし、内示決定後に事前着手届出書を提出した場合はその限りではありません。
17	機器の導入、支払い等はいつまでに完了すればいいか。	令和8年度事業については、令和9年1月29日(金)までに機器の導入から経費の支払いまでを完了してください。 ※期日は全体の進捗状況により、変更となる場合があります。
18	補助金交付決定後、機器はいつ発注・購入契約(リース等含む)などをすればよいのか。また、取扱業者等の都合で令和8年2月2日(月)までに導入できない場合でも補助対象になるのか。	原則、補助金交付決定日以降の発注・契約をお願いします。ただし、指令前着手届出書を提出した場合はこの限りではありません。 また、事業完了については、令和9年1月29日(金)までに契約、納品、支払いなど、導入の全てを完了させる必要があります。 ※期日は全体の進捗状況により、変更となる場合があります。

秋田県介護介護テクノロジー活用支援事業費補助金Q & A

全体		
No.	質問	回答
19	補助金実績報告書は、いつまでに提出すればよいか。	事業の完了の日から起算して30日以内、または令和9年2月5日（金）のいずれか早い日までに提出する必要があります。 ※期日は全体の進捗状況により、変更となる場合があります。
20	付属品等は補助対象に含まれるか。	機器の使用に必要不可欠な付属品等であり、介護テクノロジーとしての最低限の機能の一部として考えられるものであれば対象となります。
21	交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加で購入したりすることはできるか。	購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加で購入することはできません。
22	令和8年度の補助率は一律で5分の4ということか。令和7年度は4分の3になっていた。	令和8年度の補助率は一律で5分の4となります。ただし、令和9年度以降の取り扱いについては未定です。
23	購入形態により補助対象経費は異なるか。	介護ソフトや介護ロボットの補助対象経費の考え方は以下のとおりです。 ①使用権の期限がないもの 全額 ②支払いが月額払いのもの 当該年度分 ③支払いが年額払いのもの 1年分 ④複数年の使用権契約のもの 当該年度に支払う分※ ※【例】使用権が5年の介護ソフトについて、当該年度に全額支払った場合⇒全額が補助対象経費 ただし、いずれの場合も令和9年1月29日（金）までに支払いを完了させてください。
24	短期入所生活介護事業所等は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならないのか。	お見込みのとおりです。 「秋田県介護テクノロジー活用支援事業費補助金交付要綱」第4条(9)のとおり、短期入所生活介護事業者等は、当該の委員会の設置が補助要件の一つとして定められています。
25	訪問介護事業所等は、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始しなければならないのか。	お見込みのとおりです。 「秋田県介護テクノロジー活用支援事業費補助金交付要綱」第4条(10)のとおり、訪問介護事業所等は、令和7年度内にケアプランデータ連携システムの利用を開始することが、補助要件の一つとして定められています。 ※居宅療養管理指導事業所については、No.27のQ&Aもご確認ください。

秋田県介護介護テクノロジー活用支援事業費補助金 Q & A

全体		
No.	質問	回答
26	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始すること」とあるが、データ連携実績がなくてもよいのか。	お見込みのとおりです。 実績がなくとも、利用を開始していれば補助要件は満たしたととします。 ※6月15日追記 厚生労働省より「利用の開始」についてはデータ連係を含めることとする意向がありましたので本補助金の補助要件として連携実績を必要とすることとします。
27	居宅療養管理指導事業所もケアプランデータ連携システムの導入が補助要件となるのか。	居宅療養管理指導事業所については、日常的なシステムの利用が想定されないため、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、ケアプランデータ連携システムを使用することを補助要件とします。
28	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象となるか。	補助対象となりません。
29	申請額に介護テクノロジーの導入経費の消費税及び地方消費税を含めてよいか。	含めて差し支えありません。 なお、消費税及び地方消費税を含めて申請を行い、補助金の交付を受けた場合、仕入控除税額の確定後、補助金の一部返還が必要になることがあります。
30	仕入控除税額が0円の場合でも報告は必要か。	仕入控除税額の金額にかかわらず報告が必要です。
31	補助金に関する質問をする場合、その方法に定めはあるか。	原則、質問票に内容を記載の上、メールで長寿社会課へ送付してください。送付いただいた順に、順次回答を行います。1週間以上県からの回答がない場合、メールの送受信に問題が生じている可能性があるため、電話等にてお問い合わせください。 【質問票送付先メールアドレス】 Chouju@pref.akita.lg.jp
32	補助を受けて購入した機器等を別の事業所で使用してよいか。	原則、使用できません。
33	採択する際の優先順位は何のために提出するのか。	1 法人が複数事業所の申請を行う場合、予算の関係上、全ての事業所を採択できるとは限りません。採択事業所を絞る必要がある場合、提出いただいた優先順位を基に採択事業所を決定するのに使用します。
34	複数事業所の申請を行う場合、補助要件となっているセミナーには、各事業所の担当者が参加しなければならないのか。	原則、申請する各事業所の担当者が参加する必要があります。 (基本的に、法人担当者1名の参加によって、複数事業所の申請を可能とするような取扱は行いません。) セミナーについてはオンラインでの配信、後日のアーカイブ視聴も可能です。

秋田県介護介護テクノロジー活用支援事業費補助金Q & A

全体		
No.	質問	回答
35	見積書の取得について注意点等はあるか。	<p>次の点にご注意ください。</p> <p>①見積書の取得方法について →補助金の適正化や経済性の観点から、原則、競争入札又は複数業者から見積書を取得することとし、最低価格を提示した業者を選定してください。（補助金交付要綱第8条(12)関係）</p> <p>②見積書の記載内容について →値引き額の記載がない見積書を提出してください。値引き額の記載により、補助金の計算に支障を来す事象が散見されることから、値引き額の記載がある見積書については、原則、差し戻しさせていただきます。</p>
36	同一の事業所番号により、複数の事業所を運営しているがそれぞれの事業所で申請は可能か。	<p>事業所番号が同じであっても、サービス種別が異なる場合、それぞれの人員基準や設備基準を満たさなければならず、介護給付費の届出を提出する必要がありますので、空床利用型の短期入所事業所を除いて別の事業所として扱い、それぞれの事業所での申請が可能です。</p>
37	6月29日(月)追記 認知症対応型共同生活介護サービスについても「ケアプランデータ連携システム」の利用開始が必要か。	<p>要綱別表2に記載されているサービス種別において（短期利用）と記載のあるサービス種別については短期利用の提供にかかる届出を提出している事業所が対象となります。短期利用を提供していない事業所は対象外となります。</p>

秋田県介護介護テクノロジー活用支援事業費補助金 Q & A

介護テクノロジー関係	
質問	回答
1 介護テクノロジーの導入台数に制限はあるか。	台数に制限は設けていませんが、「介護テクノロジー等の導入」による申請は、1事業所当たり300万円を上限としているほか、全ての事業の合計で1事業所当たり400万円を上限としています。
2 介護テクノロジーの付属品やオプション品は補助対象に含まれるか。	介護テクノロジーの使用（稼働）に必要な不可欠な機器であれば補助対象となります。
3 受信・制御機器として使用するパソコン・タブレット等は補助対象（対象機器）に含まれるか。	本事業で導入する介護テクノロジーの使用（稼働）に必要な不可欠な受信・制御機器であれば機器等の導入に付帯して必要な経費として補助対象となります。ただし、汎用性のあるものは他に転用可能なため、補助対象外となります。
4 介護テクノロジー設置のための取付工事費用は補助対象に含まれるか。	初期費用の一部と認められるものであれば補助対象となります。ただし、介護テクノロジーの使用以外にも使用可能な汎用性のあるものは補助対象外となります。
5 介護テクノロジーのメンテナンスに係る経費は補助対象となるか。	補助対象となりません。
6 介護テクノロジーで、部品などを定期的に交換しなければならぬものがあるが、そのような消耗品は補助対象になるか。	補助対象となりません。
7 介護テクノロジーを使用するためのシステム管理サーバーは補助対象となるか。	補助対象となります。
8 ナースコールは補助対象となるか。	ナースコールの購入・設置については補助対象となりません。 ※6月15日追記 「TAIS」にて介護テクノロジーの認定を受けた機器については補助対象となります。
9 どのような機器が介護テクノロジー補助金の対象となっているか知りたい。	以下のページにて、実際の介護テクノロジー機器の例が確認できます。カテゴリ毎の機器を検索したい場合は、ページ中段にある「介護テクノロジーのカテゴリから探す」から、カテゴリを指定して検索してください。 (参考) 福祉用具情報システム (TAIS) https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php#search
10 「その他」の機器の例を教えてください。	【「その他」と認められる経費の例】 ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等） ・生産性向上に資する福祉用具（訪問介護事業所で使用するスライディングボード等） ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等 その他、個別に内容を確認し、県で適当と認める機器を補助対象とします。
11 事務処理用のパソコンやプリンター等の端末は対象となるか。	補助対象となりません。

秋田県介護介護テクノロジー活用支援事業費補助金 Q & A

介護テクノロジー関係		
	質問	回答
12	パッケージ型導入の申請をするには、「介護業務支援」に該当する介護テクノロジーの導入が必須ということか。	お見込みのとおりです。 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に対象となります。 【介護テクノロジーのパッケージ型導入の例】 ・「介護業務支援」に該当する機器 + 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・介護記録ソフト+介護請求ソフト 等
13	介護ソフトの基準額について、「職員数により合計金額が変動する契約」とは、どのようなケースを指すのか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合を想定しています。
14	介護ソフトの改修に要する費用は補助対象となるか。	以下に対応するための改修に要する費用については補助対象となります。 ・「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ・「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ・「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ・厚生労働省が別途定める予定の方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ・「LIFE標準仕様」に対応するための改修
15	〇〇〇（具体的な機器名）は補助対象となるか。	原則、申請後の県の審査時に判断を行うため、個別の機器が補助対象となるか否かについての回答は行いません（明らかに補助対象であると判断できる場合やその逆の場合を除く）。
16	介護ソフトについて、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に転記不要（一気通貫）になる場合も補助対象となるか。	1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象となります。また、複数の介護ソフトを連携させるに必要なソフトウェアも補助対象となります。
17	介護テクノロジー機器等の更新は補助対象となるか。	更新の場合の考え方については、以下のとおりです。 ○介護ソフトの場合 →原則、補助対象となります。 （例）過去に5年間の使用権（ライセンス）を契約し、再度同じ介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を契約する場合 など ○介護ソフトを除く機器等の場合 →更新前の機器よりも生産性向上に資すると認められる場合、補助対象となります。 対象となる例：故障した特殊浴槽よりも高機能な特殊浴槽に更新 など 対象とならない例：故障した機器と同じものを買直し など

秋田県介護介護テクノロジー活用支援事業費補助金 Q & A

介護テクノロジー関係	
質問	回答
18 インカムを導入する場合、台数のカウントは、1 機器 = インカム 1 台という解釈でよいか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>インカムの基準額は以下のように計算します。</p> <p>(例) インカム 5 台の導入経費について補助申請をする場合 → 1 機器あたりの補助上限額 1 0 0 万円 × 5 台 = 5 0 0 万円</p> <p>しかし、介護テクノロジー等の導入の場合、1 事業所あたりの補助上限額は 3 0 0 万円であるため、3 0 0 万円を超える部分を切り捨て、3 0 0 万円が補助上限額となります。</p>